

議案第60号

福岡市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成27年2月24日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、配偶者同行休業制度の導入に伴い、退職手当の算定における配偶者同行休業の期間の取扱いを定める等の必要があるによる。

福岡市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

福岡市職員退職手当支給条例（平成16年福岡市条例第10号）の一部を次のように改正する。
第2条第1項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第8号までを1号ずつ繰り上げる。

第9条の4第1項中「自己啓発等休業」という。）の次に「、法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業（以下「配偶者同行休業」という。）」を加える。

第10条第5項中「除く。）」の次に「、配偶者同行休業」を加え、同条第6項中「第2条第1項第5号から第7号まで」を「第2条第1項第4号から第6号まで」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例により在職する教育長の同項の任期中は、この条例による改正後の福岡市職員退職手当支給条例第2条第1項及び第10条第6項の規定は適用せず、この条例による改正前の福岡市職員退職手当支給条例第2条第1項及び第10条第6項の規定は、なおその効力を有する。